

## 役員、評議員に対する報酬等の規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人不二たん白質研究振興財団（以下、「この法人」という。）の定款第18条、第35条の規定に基づき、役員、評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤とは、この法人における職務を主とするものをいい、その他を非常勤とする。
- (2) 報酬等とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分するものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分するものとする。

### (報酬の支給)

第3条 当財団は常勤の理事に対して、報酬を支払うことができる。

- 2 当財団は、役員、評議員に対して、理事会、評議員会への出席等の職務執行に係る対価として、報酬を支払うことができる。
- 3 出捐法人より当財団に出向している役員、評議員には本条を適用しない。

### (報酬の額の決定)

第4条 当財団の常勤の理事の報酬の額は、別表1「常勤役員の一人名当たりの総報酬額」に定める金額以内で評議員会により決定する。

- 2 当財団の非常勤の理事に対する報酬の額は、別表2ア①に定める金額とする。
- 3 当財団の各監事に対する報酬の額は、別表2ア①及びア②に定める金額とする。
- 4 当財団の評議員の報酬総額は、定款第18条第1項に定める金額以内とし、各評議員に対する報酬の額は、別表2ア③に定める金額とする。

### (報酬の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬は月払いとし、本人の指定する本人名義の金融口座に振り込むものとする。

- 2 役員、評議員の報酬は、別表2ア「会議出席等の職務の執行に係る報酬」に係るもの

は、年俸制とし、毎月年俸額の12分の1を本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。ただし、事業年度の途中で就任または退任した場合は、月割りにより算定した金額とする。その他に係るものは職務の執行の際に、現金にて支払うものとする。ただし、本人が申し出た場合は本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。

(費用)

第6条 この法人は、役員、評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第7条 この法人は、この規程の公表をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第2項に定める報酬等の支給の基準の公表とする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(附則)

この規程は、公益財団法人として登記した日より施行する。

平成25年5月28日改訂

平成29年1月31日改訂

令和2年6月1日改訂

## 別表 1

ア 常勤の理事に対する総報酬額の上限 一人年間 6,000,000 円

## 別表 2

ア 役員、評議員の会議出席等の職務執行に係る報酬

① 理事及び監事の会議出席等の職務執行に係る報酬	一人年間	240,000 円
② 監事の会計監査業務に係る報酬	一人年間	120,000 円
③ 評議員の会議出席等の職務執行に係る報酬	一人年間	240,000 円

別表 2 に記載の金額について、第 5 条第 3 項に従い法令による控除等を行った後の金額とする。